

◎ 検察官の俸給等に関する法律等の一部

を改正する法律

(平成二四年二月二九日法律第五号)

二四法四)の委員長報告と一括して掲載)

(注) 法律第五号は、当初「検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案」として提出されたが、衆議院で題名が修正された。

一、提案理由(平成二四年二月二二日・衆議院法務委員会)

(裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律(平二四法四)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院法務委員長報告(平成二四年二月二三日)

(裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律(平二四法四)の委員長報告と一括して掲載)

○委員会修正の提案理由(平成二四年二月二二日)

(裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律(平二四法四)の委員会修正の提案理由と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(平成二四年二月二九日)

(裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律(平二四法四)の参議院法務委員長報告と一括して掲載)